議　第　108 号

沼津市普通河川条例の一部改正について

沼津市普通河川条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市普通河川条例の一部を改正する条例

沼津市普通河川条例（昭和46年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「年額（円）」を「年額」に改め、同表発電以外の原動力に供するものの項中「 7,200」を「 7,200円」に改め、同表工業用水その他の用に供するものの項中「11,520」を「11,520円」に改める。

別表第２中「年額（円）」を「年額」に改め、同表工作物の設置を伴うものの部広告板の項中「 690」を「 770円」に改め、同部広告塔の項及び電柱の項中「 840」を「 840円」に改め、同部鉄塔の項中「 1,500」を「 1,500円」に改め、同部管線類の款外径50センチメートル未満のものの項中「 150」を「 160円」に改め、同款外径50センチメートル以上のものの項中「 390」を「 430円」に改め、同部漁業用施設の項中「90」を「 100円」に改め、同部その他のものの項中「 300」を「 330円」に改め、同表工作物の設置を伴わないものの部農耕地、採草地の項中「９」を「10円」に改め、同部茶、果樹等栽植地の項中「20」を「20円」に改め、同部その他のものの項中「 160」を「 170円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の占用期間に係る占用料から適用し、施行日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

「提案理由」

市内における河川区域の占用に係る受益者負担の適正化を図るため、占用料の一部を改めるほか、所要の改正を行うものである。